

第 6 4 号議案

加東市税条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市税条例等の一部を改正する条例

(加東市税条例の一部改正)

第 1 条 加東市税条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(加東市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 加東市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年加東市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第 8 2 条及び新条例」を「加東市税条例第 8 2 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 8 2 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ)(i)	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ)(ii)	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項	第 8 2 条	加東市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年加東市条例第 1 6 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）附則第 4 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条

附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(イ)の項	第2号ア(ウ)(イ)	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(イ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(イイ)の項	第2号ア(ウ)(イイ)	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(イイ)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び次条の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の加東市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第64号議案 要旨

加東市税条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成29年度の税制改正において、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、加東市税条例等の規定について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容及び施行期日

(1) 加東市税条例の一部改正（第1条関係）

控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備

施行期日 平成31年1月1日

(2) 加東市税条例の一部を改正する条例（平成26年加東市条例16号）の一部改正（第2条関係）

現行の軽自動車税を種別割に区分することに伴う所要の規定の整備

施行期日 平成31年10月1日

3 改正に伴う市財政への影響

地方税法の改正により個人の市民税において、合計所得金額900万円超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逡減、消失する仕組みが設けられた。

また、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられた。

以上の要因により、平成29年度課税額を基に試算した結果、平成31年度個人の市民税において、約2,300万円の減収が見込まれる。

なお、今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人の市民税の減収額については、全額国費で補填される。

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市税条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>○加東市税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>附 則</p> <p>第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る<u>新条例第82条及び新条例附則第16条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同</p>	<p>附 則</p> <p>第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る<u>加東市税条例第82条及び附則第16条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同</p>

表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	加東市税条例の一部を改正する条例（平成26年加東市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア

表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)(イ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)(イイ)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	加東市税条例の一部を改正する条例（平成26年加東市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)

	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) (i)の項</u>	<u>第2号ア(ウ)(i)</u>	<u>平成26年改正条例 附則第4条の規定に より読み替えて適用 される第82条第2 号ア(ウ)(i)</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) (ii)の項</u>	<u>第2号ア(ウ)(ii)</u>	<u>平成26年改正条例 附則第4条の規定に より読み替えて適用 される第82条第2 号ア(ウ)(ii)</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>